

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十五第

月五年六十和昭

論 叢

經濟學論の一節……………文學博士 高田保馬

國家購買力と國民購買力……………經濟學博士 谷口吉彦

信用の生産性……………經濟學士 中谷實

支那中央銀行に關する二三の建議について……………經濟學士 徳永清行

時 論

東亞の新體制について……………經濟學博士 石川興二

研 究

ナチスの農業勞働政策……………經濟學士 中川與之助

ハルムス世界經濟學の政治的意味……………經濟學士 松井清

說 苑

北京市商會の同郷性……………經濟學士 澤崎堅造

ピギー戰時財政とインフレーション……………經濟學士 三谷道麿

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

ハルムス世界經濟學の政治的意味

松 井 清

一 彼れの世界經濟法論

すでに學んだように、ハルムスは『純粹科學的』な世界經濟學を樹立しようとする意圖から世界經濟の概念規定を行つてゐるのであるが、その場合、世界經濟法が重要な役割を占めてゐた。多くの個別經濟を連結せる經濟生活が關係構成體であると規定され、その關係構成體が國民經濟であるか世界經濟であるかは、一應それが國內法によつて規律されるか國際法によつて規律されるかを標識として決定されるのである。オイゲン・ヴェーラーは古典派に對してハルムスの世界經濟學を特色づけるため次のようにさへ言つてゐる。『兩者の概念の定式化と基礎づけには否定すべからざる相違が存在する。ハルムスの基礎づけは法的—形式的 (juristisch-formale) であるに反し古典派のそれは經濟的—實質的 (wirtschaftlich-materielle) であり、従つてハルムスの概念定式化は、古典派のそれよりもよく狭く且つより固定的である。』このように法が重要な役割を占めてゐるとすれば、彼の世界經濟學をよりよく知るためには、世界經濟法について更らに學んでおく必要があらう。『國民經濟と世界經濟』における見解をいつそう發展せしめたものは、戦後發行された『國際法・外交辭典』中にかゝけられてゐる論文『世界經濟と世界經濟法』である。³⁾

世界經濟法に關するかれの説明に入るに先立つて注意すべきことは、新なる論文に於てかれが國民經濟及び世

1) 拙稿：ハルムス世界經濟學とその周圍。
2) E. Böhrler: Der klassische Begriff der Weltwirtschaft (W. A. 22 Bd. 1925 II) S. 10.
3) B. Harms: Weltwirtschaft und Weltwirtschaftsrecht (Wörterbuch des Völ-

世界經濟に關する古き定義を若干修正してゐることである。かれはそれらを關係構成體であると概念することによつて、單なる個別經濟の集りである市場經濟と區別してゐるのであるが、關係と云ふ言葉の持つニュアンスが、その一體性を稀薄ならしめてゐる點は否定出來ず、ために市場經濟と混同される危險を多分に含んでゐる。そこで新なる論文に於てはその一體性をより強調しようとする努力がなされてゐるのである。『國民經濟とは主として統一的國法的ノルムの下におかれた國家經濟的關係構成體であつて、その下に於ては國家的並びに空間的に結合した個別經濟が生命線的重大利害關係 (vitalenwichtigen Beziehungen) を以て相互に且つ國家との相互關係に於て結合してゐる。』⁴⁾『世界經濟とは主として國際法的なノルムの下に立つ國際經濟的な關係構成體であつて、その下に於ては、地球上の個別經濟が生命線的重大利害關係を以て相互に結合してゐるのである。』⁵⁾修正された點は新に「レイベンスヴィヒティゲン・ペランゲン」なる文字の挿入されたことである。國民經濟も世界經濟も共に個別經濟と個別經濟との單なる關係ではなくて、生命的に切り離し難い一體であると考へられるに至つてゐる。しかし從來とても單なる關係とは考へられて居らず、『構成體』として一體的に考へられてゐたのであるから、新なる論文に於ける修正は、ハルムスの本來持つてゐた考へ方が次第に凝固し明確な形をとるに至つたものであるとみるのが妥當であらう。^(註)

『世界經濟と世界經濟法』以後に發表された論文ではかゝる考が一層明確となつてゐる。一九二六年『世界經濟雜誌』にかゝげられた論文『世界經濟の概念』⁴⁾はその脚註に次のように述べてゐる。『既に注意した如く、私は一九一二年に現はれた私の書物『國民經濟と世界經濟』に於て、同じ對象について詳細に自己の見解を發表した。また私は世界經濟雜誌に於て同じ對象を繰返し取扱つた(第一卷、第四卷、第十三卷)。最近ではK・ストラップによつて發行された『國際法・外交辭典』中の論文『世界經濟と世界經濟法』参照。以下にかゝげられる論文は、これまでのもと同じ目的に異つた方法で到達せんと試みてゐる點で異つて

kerrecht und der Diplomatie 3. Bd. II. 11. 1. V. K. Strupp) 辭典は1929年の發行になつてゐるが、ハルムスの論文は1926年以前に書かれたものである。

4) B. Harms: a. a. O. S. 49S.

5) B. Harms: a. a. O. S. 500.

ゐる。⁶⁾そしてこの論文に於て彼は『構成體』が單なる關係又は聚合から如何に異なるかを述べてゐるのである。『經濟行爲は經濟のうち自己を完成する。そして經濟は概念的に、認識方法に従つて、形成された一體としてか或ひは關係の全體として理解することが出来る。第一の場合それは「社會構成體」であり、第二の場合それは「社會經濟集合體」である。⁷⁾ハルムスはこゝで構成體を明確に集合體から區別し、その論文で構成體理論の構成のために詳細な文獻學的考察を行つてゐる。そしてその完成されたものが論文集『經濟戰から世界經濟會議へ』中の論文『世界經濟の構造變化』の見解であらう。『構成體理論』によつては、構成體それ自身が認識の對象となり、その構造的形成が全體と部分について、主體に關係あるイデーの照應の下に認識せられる。かゝる側面からすると、經濟は社會との生々した相互關係に於て、國家・國家聯合・及び國內法及び國際法との基本的な關係に於て眺められる。これに反し聚合理論は市場經濟的交換關係の多様性が、一つの生々しい相互關係のうちに止揚されると云ふ事情を無視する。それは唯市場經濟的な交換關係それ自身を認識の對象とし、機械的・數量的理論として、本質的に孤立化的方法に結びつく。⁸⁾』

さて構成體理論が明確な形をとるに至つた新なる論文に於ても國民經濟と世界經濟とを區別する標識が、國民經濟法によつて規律されるか、世界經濟法によつて規律されるかであると言ふ點は少しも變つてゐない。たゞその法に關するより詳細な規定が附加されてゐるだけである。從來經濟法に關しては、法學者の間にそれを法の原則に包括することの出来ない諸事實を網羅する特殊なものに限定せんとする努力がなされてゐた。即ち公法部門と私法部門の外に特殊の經濟法なる部門を置かんとするのである。ハルムスはかゝる見解を排して次のような定義を下す。『經濟法は個別經濟相互間の關係及び個別經濟と國家との關係を規定する法規範の全體である。⁹⁾』かれにあつては經濟法は公法或ひは私法と併存するものではなく、兩法の構成部分である。經濟法を限界づけることは不可能でなくとも極めて困難である。經濟學者にとつては法の限界は大して重要な問題ではなく、極めて廣義に解して經濟行爲から生ずる一切の事實を網羅した方が便利である。従つてこの主張からすれば、近代法中の大

6) B. Harms: Der Begriff der Weltwirtschaft, S.S. 131-132.

7) B. Harms: a. a. O. S. 134.

8) B. Harms: Vom Wirtschaftskrieg zur Weltwirtschaftskonferenz, 1927.

9) B. Harms: Vom Wirtschaftskrieg zur Weltwirtschaftskonferenz, 1927 S. 247.



部分が經濟法であるか或ひは經濟的色彩を持つことになるのである。ハルムスは經濟法を國民經濟法と世界經濟法に分けるが、この區別は、その内部に於て個別經濟が特殊の關係構成體にまで結合してゐる二つの交通社會の存在、即ち國民經濟と世界經濟の存在に立脚してゐる。そして國民經濟法は國內法 (Landesrecht) の部分であり、世界經濟法は國際法 (Völkerrecht) の部分である。そこでかれは國民經濟法を次のように定義する。『國民經濟法とは、國家的並びに空間的に結合した民族の個別經濟相互間及びそれと國家、更らにそれと外國の個別經濟との關係を規定する國內法規範の全體である。』¹¹⁾國民經濟法は更らに對內國民經濟法と對外國民經濟法とに分れ、對內國民經濟法は、國家領域内部の個別經濟の經濟關係を規律するすべての法規範を包含し、對外國民經濟法は、一國家領域内の個別經濟の他國家領域内の個別經濟に對する關係の規律に向けられる。次にわれわれの直接の問題である世界經濟法に與へられる定義は左の通りである。『世界經濟法とは、個別經濟相互間及び個別經濟と國家との國際經濟的關係を規律する國際法的規範の全體である。』¹²⁾かくてハルムスは國民經濟法と世界經濟法を上表のように體系化してゐる。

かれの體系によると國際間の法のうちには、國際法及び對外國內法が屬し、國際法は『國際關係を規律する目的を以て、國際間の協定或ひは國際間の慣習により形成された法規範の全體である』¹³⁾と規定され、對外國內法は『國際關係を規律する目的を以て國內立法または國內慣習によつて形成された法規範の全體である』¹¹⁾と規定される。國際法は對外國內法と異り國際間の協定によつて生じた法規範のみを含んでゐる。協定 (Verhandlungen) は表示された意志の一致であり、條約 (Verträge) はこれに對する正確な形式であると理解される。これに對し

10) B. Harms: Weltwirtschaft und Weltwirtschaftsrecht, S. 502.
 11) B. Harms: a. a. O. S. 503.
 12) B. Harms: a. a. O. S. 503.
 13) B. Harms: a. a. O. S. 504.

對外國内法は自主的法的源 (autonomer Rechtsquelle) から直接生じたものであり、一國と他國の關係及び一國の住民の他國の住民に對する關係を、國際法的な意味に於ける協定によつてはなしに、國家的な法によつて規律したものである。さて世界經濟法は勿論國際法の一部であり、ハルムスはそれに屬するものとして(1)世界商法(2)世界工業法(3)世界交通法(4)世界財政金融法(5)世界社會法をあげてゐる。

ハルムスのこのような體系によると世界經濟のメルタマールとしては、世界經濟法によつて規定されるか否かと云ふことが極めて重要な役割を果す。世界的規模における個別經濟の關係が單に自主的法的源から發する對外經濟法によつて規律される場合には、それは世界貿易であつて世界經濟ではないのである。そこでかれは世界經濟の客觀的存在に對するメルタマールとなるべき世界經濟法が歴史上如何なる形に於て存在したかを検討してゐる。すべての交通と同様に國際交通もまた先づ技術的交通手段の發展によつて特色づけられるから、國際交通を規律すべき世界經濟法も先づこの領域に於てみられる。即ち航海・鐵道・郵便・電信に關する法である。最も有名な協定は萬國郵便聯合 (Völkerverein) であり、一八七八年に行はれたその基礎づけは『近代國際法』の基礎づけとされてゐる。世界郵便聯合よりも古いものは一八六五年パリで成立した『一般電信聯合』であり、それは『最初の國際法的行政聯合』(erste aller völkervereinlichen Verwaltungsgemeinschaften) と呼ばれてゐる。その外一八八四年に生れた海底電信保護に關する協商、及び電話交通に對する多くの條約があげられる。

海運の上にも多くの國際的協定が行はれた。そしてかゝる條約の大部分は、『古き國際法』に根をおく慣習法をも含んでゐた。更らに多くの國々を貫流する國際河川に對しても數多い國際協定が行はれた。それは既に十八世紀の初頭に始まつてゐる。扇知のように一八八八年の國際河川交通に關する條約はスエズ運河にも適用されることになつた。

國際間の鐵道交通もまた多くの個別的條約によつて秩序づけられてゐる。第一次世界大戰に至るまでのその數は極めて大きいものであつた。個別的條約から進んで一般的國際協定もまた行はれるに至つた。就中一八七四年、一八八一年、一八八六年スエズの主導の下にベルンの會議で檢討され、一八九〇年に締結された國際鐵道運輸交通に關する協定は、少くとも十五ヶ國を含んでゐた。國際自動車交通に關する條約は一九〇九年パリに於て締結されてゐる。

國際法的な協定のいま一つの對象となるものは國際商品交換である。通商條約の歴史は極めて古い。しかし古き通商條約はハルムスによると、條約と云ふよりもむしろ自主的對外内法が國家間の交通を規律したものであつた。十七世紀から十九世紀

にかけて、東洋諸國その他の半文明國との間に締結された條約はかゝる性質のものであつた。最初このような方法で支那・日本・印度・シヤム・アフリカ・ベルシヤ等々は世界交通に参加した。今日のような意味における通商條約の生れたのは、自由貿易のイデオロギが發生した十九世紀の後半以後である。その出發點は一八六〇年におけるコブデン條約であると云ふことが出来よう。この状態は若干續くかにもえたがさうは行かなかつた。と云ふのは七〇年代の半ば各國の利害關係は激變し、再び自主的政策が理想となつたからである。けれども益々増大しゆく世界交通は、長期には自主的統制と一致しないと云ふことが明らかとなつた。先づフランスが關稅義務を伴つた通商條約に復歸したのであるが、九〇年代に入つての獨逸のカプリフイの政策も同様の意味をもつてゐた。通商條約の新しい時代が初まつた。各國は關稅義務を課し、自國の輸出を能ふ限り伸張し、輸入を能ふ限り阻止せんとしながら、しかも世界經濟に参加した。指導理念は決して萬民的なものではなくなつた。通商條約は本來個別的なものであるけれども、一八九〇年頃から既に集團的な協同の道が開けてゐるのである。

さてハルムスによれば政策は法の形成を目標とする目的設定である。尤も法の形成にむけられる目的設定は積極的でもありうるし、消極的でもありうる。即ち法を制定せんとするものと、法を廢止しまたは法の形成を阻止せんとする目的設定がありうるわけである。けれども何れにしてもそれが法に何らかの表現を見出すことには變りがない。經濟政策は經濟法の制定に向けられを目的設定であり、従つて經濟政策の實踐は、經濟生活にとつてそれが法的な表現を見出した時に始めて實現されるのである。更らに國民經濟政策は國民經濟法の制定に向けられた目的設定であり、世界經濟政策は世界經濟法の制定に向けられた目的設定であると云ふことになる。このように政策の目的設定に關する規定があるにはあるけれども、ハルムスに於てかゝる政策の目的設定それ自身は世界經濟學の對象とはならない。彼れの方法に於ては政策の目的設定なる價值的行爲は、それが世界經濟或ひは世界經濟法として實現した時に始めて經驗科學の對象となりうるのである。かれが世界經濟學を樹立せんとするに當り、専ら世界經濟の概念規定と、世界經濟法の體系化に努力してゐるのはそのためである。然らばかれは如何

なる方法によつて政策の目的設定を経験科學の外に放逐したであらうか。そのことを通じてわれはハルムス世界經濟學の政治的意味を知りうるのであるがそれを以下問題として行かう。

〔註一〕 生島廣治郎教授は田中耕太郎教授がハルムスの世界經濟法論を萬民主義的であると規定されるのに對し、ハルムスを辯護して次のように言はれる。『こゝでは田中博士の世界經濟概念を直ちに問題としようとするのではなく、又この世界經濟の概念に立脚して構成された博士の世界經濟法(國際經濟の法と萬民經濟の法)をも茲で問題としようとするのではない。唯田中博士がハルムスの世界經濟概念を正しく理解されたか否かは問題である。ハルムスの世界經濟概念は一九一二年に發表せるものから次第に發達してゐる。故にその發展過程中の或ものを以て彼の說と斷定することは、少くとも彼の世界經濟概念を正當に理解する所以ではない』生島教授は一九二二年の『國民經濟と世界經濟』に於て未だ不明確であつたハルムスの構成體理論(それは萬民主義的市場經濟理論と一應對立する)がその後の論文に於て漸次明確な形をよるに至つた點を指摘されてゐるのである。そしてその限りに於て生島教授の田中教授批判は正しいものと考へられる。けれどもハルムスの構成體理論に立脚する世界經濟法論が一應形式的に萬民法と對立してゐると云ふことと、その實質が依然として萬民主義的であると云ふことは別問題である。けれどもこの點には深く立入る餘裕をもたない。

二 政策の目的設定に關する彼れの見解

ハルムスが、如何なる論理によつて政策の目的設定を経験科學の外に放逐したかは、一九二五年に公にされた『獨逸貿易政策の將來』中に示されてゐる。ハルムスの見解では政策の目的設定は、なんら客觀的なものでなく、個人の世界觀に由來する恣意的なものである。これをかれは醫學に於ける目的設定と經濟學に於ける目的設定とを比較することによつて説明してゐる。醫學は確定した目的を持ち、主觀的判斷は單にそれに至る方法に關してであつて、目的それ自身については争ふ餘地は殘されてゐない。即ち『正常にして健康な人間』がそれであり、

15) 田中耕太郎教授：世界法の理論 507頁以下。

16) 生島廣治郎教授：世界經濟の基礎概念 251頁。

1) B. Harms: Die Zukunft der deutschen Handelspolitik, 1925 S.S. 126-157.

この言葉は適當でないかも知れないが、とにかく正常な人間の狀態なる概念は具體的である。眼科の醫術は正常な視力なる一定の表象をもつてゐるし、内科の醫術は心臓・肺臓等々の正常な機能狀態に關する一定の表象を持つてゐる。従つてそこに必然に治療學の目的設定が生れることになるのである。これに對し社會經濟には類似のことは存在しない。社會的及び經濟的生活の健全な望ましい狀態なる表象は、個々に關するものであらうと全體に關するものであらうと、常に世界觀によつて規定せられた恣意的なものである。醫術とは異つて社會經濟には單純に『正常』或ひは『健康』と云はれる狀態は存在しない。このことはこれまでの經濟學が所與のものとして看做したすべての目的設定、即ち『富』『福祉』『社會生産物の最大化』『最大可能の生産性』『最大可能の合理化』等々に對してすべて妥當する。例へば長く英國の經濟學を支配した最大の財貨供給を幸福の表象とする考へ方も、決して普通妥當的なものでない。印度の世界觀の如き欲望のないと云ふこと (Tendinistojen) を幸福であるとして、西洋では自明とみなされる目的設定を拒否するのである。

このように政策の目的設定が全く個人の世界觀に由來する主觀的なものであるとすれば、それが經驗科學の對象たりえないことは明らかであらう。科學的認識の使命はかゝる點以外に存する。即ち事實及び事實の相互關係の確認、分析と因果關係の究明がこれである。そして科學的認識はそれ自らの限界を守ることによつて初めてよく經濟政策の目的に奉仕することが可能となる。經濟政策的行爲は事實の正確なる認識を俟つて有効であり、事實の正確な認識を媒介することこそが科學の課題である。就中それは如何にこれまでの經濟政策的行爲が作用したかを示し、政策的行爲を行爲する前に、その行爲が陥るかも知れない誤謬を豫防する。またそれは設定された政策的目的が豫想上如何に作用すべきかをも示すことが出来る。政策的行爲に關して科學の關與しうる限界はこ

れだけであつて、それ以上に出ることは不可能なのである。ハルムスは科學の積極的な面と消極的な面をかく規定した後、更らに例を穀物關稅の場合にとつて説明を加へてゐる。穀物關稅は普通高き穀物價格へ導く。そしてそれは直接に大土地所有者に有利となる。大土地所有者が維持されなければならないと言ふ目的が存在すれば、穀物關稅はこの目的達成の手段として合目的であることが明らかにされるであらう。經濟學者に對し、經濟政策の目的として大土地所有者の維持と促進と云ふことが與へられ、かれがその手段を研究するならば、彼はその手段として穀物關稅を指示しなければならぬ。しかし同時にかれは次のことゝもを注意することを忘れてはならない。穀物關稅は土地の値上りを招來し、他の經濟にして同一に止まることが必要であるならば、若干の時間の後には穀物以外の一般關稅も引上げなくてはならぬ。また穀物關稅は全國民經濟の見地からは喜ばしくない作用例へば世界市場に於ける競争能力の弱化をもたらし得ることがある。この喜ばしくない結果に對しては、更らにまた反對に農民の購買力の向上戰時における食料自給性の確保等々よき結果もあげられることになるのであるが、經濟學者は唯その相互作用を指摘すれば良いだけである。現實に於て如何なる政策がとられるかは結局世界觀と黨派的勢力がこれを決定することになる。かくてハルムスによると穀物關稅論争における自由貿易と保護貿易の論争は、すべて恣意に立脚するものであり、世界觀と世界觀の對立でしかなかつた。自由貿易論者は自らの目的設定が科學的であることを好んで主張するがそれは誤りである。既に觸れられたように、社會經濟の目的が最大可能の生産の合理化にあると言ふことは、何ら客觀的な認識ではなく、それ自身一種の恣意にすぎない。また國民的生産力の多様性に眞の目的を見出す保護貿易論者が同様に恣意に立脚することは述べるまでもないことである。

右のようなハルムスの方法論が直接に展開されてゐるのは、さきに指摘したように貿易政策に關するかれの書物に於てであつて、かれの世界經濟論に於てではない。けれどもかれの世界經濟學がこのような方法論を背後においてあり、それによつて貫かれてゐることは明らかであらう。コチユニツヒが『沒價值性の假定の下に於ける實體論的 (ontologischer) な觀察方法』と規定してゐるのはその意味に於てである。³⁾ 『國民經濟と世界經濟』の出現後戦はされた世界經濟學の學問的性質に關する論争に於て、ハルムスと對立せしめられる古典派世界經濟論の規定に關しては異論があつたにしても、^注ハルムスの世界經濟學が沒價值性理論の方法に立脚してゐると言ふ點では異論がなかつたものゝようである。然らば一應成功したかに見え、世界經濟雜誌に據る一團の人々によつて祖述されるに至つた世界經濟の『純粹科學的』研究は、言葉の正しい意味に於て可能であらうか。表現を換へて言ふならば、『純粹科學的』な研究を主張することこそが却て強き政治的意味を持つのではないか。終りにそれらの點を問題としよう。

〔註〕 ヴエーラーはなるほど古典派の世界經濟學は政治的—認識論的であつたけれども、そのことは決して古典派の科學性を傷けるものでないとし、古典派に對して極めて辯護的である。³⁾ これに對しコチユニツヒはあくまで古典派の政治的色彩(萬民主義)を強調し、そのことからハルムス世界經濟學の純粹性を主張するのである。⁴⁾ けれどもその何れもハルムスの世界經濟學を『純粹科學的』とみる點では變りがない。

三 かれの世界經濟學の政治的意味

政策的目的設定の科學的取扱ひの可能性を否定するハルムスの論理が、かのマックス・ヴェーバーの方法論からの借り物以外の何物でもないことは、右に觀察したところから明らかであらう。謂はゆる科學の沒價值性の要

2) W. M. Kotschnig: Weltwirtschaft und Universalökonomie (W. A. Bd. 22 1925) S. 216.
3) E. Böhler: a. a. O. S. 3.
4) W. Kotschnig: a. a. O. S. 205.

求が、ウエーバーの美しき精神にも拘らず、かれの亞流者達に於て世俗的な政治的利用に供せられたことはこれまで屢々指摘されてゐる通りである。もと社會政策の問題に關して生れたウエーバーの理論が、社會政策の批判を、與へられた目的實現のための手段に對する技術的批判に限定し、當該政策そのものに對する積極的態度の決定を許さなかつたこと、その意味に於て政策の目的設定に對する科學の無縁を教へたことは、やがてその亞流者達に於て政策のアポロギイのための都合よき武器にすりかへられるに至つたと言はれてゐる。マックス・ウエーバーの沒價值性理論は、エーレンベルグを経てハルムスに至り、實にかゝる亞流化の道を進つてゐたのである。ウエーバーに於て社會政策の尊嚴のためにかゝげられた沒價值性の要求は、ハルムスに於て社會政策の否定と獨占資本の世界政策擁護のために使用されてゐると言ふことが出来よう。ハルムスが企業家の巨額の補助の下に世界經濟研究所を設定し、資本の價值實現のための市場探索に没頭してゐたと言ふ、その主體的行動は、如何に『科學の自由』の名の下に行はれてゐようとも、沒價值性理論の精神の否定であるとして非難されてゐる。けれどもわれは、かゝることを一應問ふまい。學問の實踐者の主體的行爲は究極に於て學問の論理に影響を與へずにはおかないとしても、われは直接の問題は、世界經濟學の構成に用ひられた沒價值性理論の論理そのものである。沒價值性理論がハルムスに於て世俗的な政治的利用に供せられたとするならば、その理論は始祖ウエーバーの美しき精神にも拘らず、既にウエーバー自身に於て精神に反逆する契機を含んでゐたものと言はなくてはなるまい。

なるほどウエーバーに於て科學の沒價值性の要求は、政策の尊嚴を維持するためのものであつた。目的設定の場は廣汎な諸の價值の場であり、科學を以て冒瀆することを許なさい神々のみまます場であつた。個々人の世界觀

が形而下的な利害關係によつて決定せられると言ふことを否定しはしなかつたけれども、取扱はれる問題が一般化するほど、問題の文化的意義が廣汎であればあるほど、形而下的な經驗的知識の材料から一義的な解答を求めることは困難なのであり、『信仰と價值理念』といふ極めて個人的な究極公理が益々働き出すのである。政策上の諸問題に對する評價は結局は『信仰と價值理念』によつて決定され、その意味に於てその客觀的科學性は否定さるべきものであつた。²⁾ 政策の價値的評價は、その結果に於てのみ、手段を通じて實現される結果に於てのみ科學的に把握することを許されたのである。けれども沒價值性理論を以てしては政策の尊嚴も科學の客觀性も終には維持し通されなかつた。即ちかれ自身の問題の選定の仕方、かれの科學的研究に對する素材の選擇に於て漸次特定の『價値的』立場が「客觀化」せざるをえない必然性におかれてゐた。かれの社會政策的の使命が獨占的大經營下における勞働關係の調査・研究におかれてゐたこと、そしてそれが獨占的段階に入つた獨逸經濟の產物であつたのみでなく、さう云つた素材の選擇の仕方、於て大經營のための學であることを暗示してゐたと云ふ點は周知の如くである。かつては倫理的裝ひを以て要求せられた社會政策は、いまや産業の生産費の問題として客觀的にとり上げられねばならなかつた。世界市場に於ける先進資本主義諸國とりわけ英國との競争のために競争能力を阻害する要因として作用する社會政策は出來うべくんば捨て去らるべきものであつた。ウェーバーは沒價值性理論に導かれて、それを一應與へられたものとして受取つたのであるが、問題の焦點はその結果の豫測その願はしからざる隨伴現象におかれてゐた。かくてウェーバー自身に於て沒價值性の理論はその美しき精神に反逆し始めてゐたと云ふことが出來よう。言葉の正しい意味に於ける『政策の尊嚴』は政策をも客觀的に把握した時に却つて可能であり、言葉の正しい意味における『科學の客觀性』は素材をも主觀的に把握した時に却つて可能であると考へられるのである。

ウェーバーに於て既に特定の政治的意味を持ち始めてゐた沒價值性の理論は亞流ハルムスに至ると極めて明確にその本質を現はす。政策の尊嚴を維持しようとする美しい精神のかけらをもわれ／＼はハルムスのうちに見出

2) Max Weber: Die „Objektivität“ sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis (Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre S. 153).

することが出来ない。政策の目的は何ら問はるゝことなしに、素材の世界がそのありはなる姿を以て簡明に現はれる。即ち世界市場の精密科學的研究。かれの學問的關心が、進歩的社會政策から社會政策と世界市場の關聯へ、更らに世界市場そのもの、『客觀的』研究に移行して行つたことは既に述べた。かれに於ては經驗科學こそ至上のものであつた。沒價值性の理論は形式的に維持されたけれども、神々の鬭争に於て何が神であり何が惡魔であるかは既に決定されてゐるように思はれた。従つて問題となるのは經驗的に知識しうる世界經濟であり世界經濟法でしかなかつた。ハルムスが價值判斷の主觀性を主張し、科學的世界經濟學の樹立を主張するのはそのような意味に於てであつた。かれの言ふ世界經濟は獨占化した獨逸産業のための市場であつたし、かれの言ふ世界經濟誌は世界市場に進出するための法的な據り所に外ならなかつたのである。世界經濟學は學問的自由のつゝ、まじやかな衣をまといつてゐるが、その衣の袖からは『帝國主義』と云ふ名で呼び慣はされてゐる勇壯な鎧が見え隠れしてゐる。この隠された鎧にこそハルムス世界經濟學の政治的意味が見出されるのである。かれの學問的な方法に従つてかれが創刊し編輯するところの世界經濟雜誌は、よくこの鎧に對する衣の役割を果たした。一九一三年あつかも第一次大戰の前年に發行され始めたこの雜誌は、『純粹科學的研究』の名の下に世界市場の精密調査に無視し得ざる貢獻をなしてゐる。第一次大戰に於ける獨逸の敗北は、雜誌の行き方に對して影響を與へずにはおかなかつたけれども、その全體としての方向には變化なかつたと言へよう。英米佛の軍事的經濟的壓力に屈服することを餘儀なくせしめられた獨逸の經濟にとつては、英米佛によつて構成される世界經濟的編成並びに世界經濟法的編成(國際聯盟)に依據しつゝ、如何にして自らの力を回復するかと當面の課題であつた。世界經濟雜誌は依然として『純粹科學的研究』を標榜しながら、その學問的傳統を固執し続けえたのである。世界經濟雜誌が終に『純粹科學的研究』のつゝ、まじやかな衣を抛棄し、自ら政治的であることを標榜し始めたのは、世界恐慌以後特にナチスの政權獲得以後のことと屬する。それと共にこの雜誌の編輯は、ハルムスより彼の弟子ブレドニールに委ねられ、世界經濟學は廣域經濟論へ理論的な變貌をとげねばならなかつた。